

## 第6期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第5回）

### 1 日時

令和8年1月30日（金） 午前10時から正午まで

### 2 場所

東京都庁第二本庁舎 10階 210・211 会議室

### 3 出席者

和田委員長、中村委員、梅田委員、田中委員、増井委員、瀬戸本委員、角南委員、坂本委員（8名）

※ 欠席 宮古委員、飯田委員（2名）

### 4 事務局参加者

山田指導部長、藤田指導企画課長、中村特別支援教育指導課長、小林高等学校教育指導課長、中尾総務部企画担当課長、小野教職員研修センター研修部教育開発課長、坂本教育相談センター次長、小鍛冶主任指導主事（指導企画課）、濱田主任指導主事（指導企画課）、濱田主任指導主事（義務教育指導課）、河野主任指導主事（高等学校教育指導課）、岡村主任指導主事（デジタル推進課）、鈴木統括指導主事（指導企画課）、川村統括指導主事（指導企画課）、西山統括指導主事（指導企画課）、小榮統括指導主事（特別支援教育指導課）、松井統括指導主事（高等学校教育指導課）、垣原統括指導主事（デジタル推進課）、

### 5 傍聴者

0名

### 6 報道機関

取材1社

### 7 審議内容

1 挨拶

2 議事

（1）事務局説明

ア 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめの未然防止等の取組の推進について

イ 第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申の検討状況について

## (2) 審議

- ア 「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」の在り方について
- イ 第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申の検討状況を受けた都教育委員会のいじめ防止に係る取組の検証・評価について
- ウ いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について

## 8 審議記録

### 【(事務局) 小鍛冶主任指導主事】

委員の皆様へ2点の連絡とお願いを申し上げます。1点は資料の確認です。資料は、タブレット端末にて提示させていただいております。

2点は、本日の取材の状況についてです。1社の新聞社が本日の会議の取材を申し出ております。カメラにつきましては、冒頭の指導部長挨拶まで許可します。本会議の傍聴につきましては、東京都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることとしております。本日は傍聴を希望している方はおりません。

それでは、和田委員長、会議の進行をお願いします。

### 【和田委員長】

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員8名の方々に参加していただいております。定足数に達しております。

なお、宮古委員及び飯田委員は、本日所用により御欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただいまから東京都教育委員会いじめ問題対策委員会第5回を開会します。

会の冒頭に、委員の皆様にお諮りします。

本日の議事につきまして、当初予定しておりました審議事項ウは、「いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について」となっておりますが、報告案件が0件であることから、本日は付議しないことといたたく存じます。

以上の取扱いにつきまして、御異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

### 【和田委員長】

異議なしと認めます。よって、本日の審議事項は、「ア」及び「イ」までとします。

それでは、会を進行します。初めに、東京都教育庁山田道人指導部長から御挨拶をいただきます。

## 1 挨拶

### 【山田指導部長】

日頃から都内公立学校のいじめ防止対策の推進に多大なる御尽力をいただいております

ことに心から感謝を申し上げます。

昨今、いじめや暴力行為とみられる動画がSNSに拡散され、社会問題となるなど、いじめに対する社会的な関心が大きく高まっております。このことを受けまして、文部科学省は緊急の都道府県・指定都市教育委員会教育長会議を開催し、次の5点について緊急の要請を行いました。

- 1、見過ごされたいじめ、暴力行為の有無の確認
- 2、暴力行為やいじめを許容せず、児童・生徒が声を上げられる環境整備
- 3、被害児童・生徒の安全確保や心身のケア
- 4、加害児童・生徒への毅然とした対応
- 5、SNS等の投稿、拡散への対応

です。都教育委員会といたしましては、これらの文科省と連携した取組の推進の他、いじめ、暴力行為に苦しむ子供が一人もいない学校づくりに向けて全力で取り組んでまいります。

さて、本日の議事は事務局から説明を2点行い、その後、2点について御審議いただきます。

事務局の説明といたしましては、第1に、発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりたじめの未然防止等の取組について御説明します。その中で、都教育委員会が令和7年11月に実施した「高校生いじめ防止協議会」や区市町村の取組について御報告します。子供たちがいじめ問題を自分のこととして主体的に考え、議論し、解決のための具体的な行動について考える重要な取組であると考えております。そして、都教育委員会が進めてきた発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりたじめの未然防止等の取組についての御説明をします。

委員の皆様からは、子供が自己指導能力を身に付け、生涯にわたっていじめのない社会の創り手となるためには、どのような点を意識して改善していけばよいか等について、御意見を賜りたく存じます。

第2に、第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申（案）について御説明します。これまでの皆様の御意見を答申（案）に盛り込み、現在の都教育委員会のいじめ防止に係る施策の妥当性や実効性、更なる改善点について案としてまとめましたので、忌憚のない御審議をお願い申し上げます。

今後も子供たち一人一人の学びと成長を支える視点に立ちまして、学校・家庭・地域、関係機関と緊密に連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応の一層の充実を図ってまいります。そのため、今期のいじめ対策委員会の答申を生かし、更なる改善につなげてまいりたいと思っております。引き続き皆様の御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 2 議事

### (1) 事務局説明

#### ア 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめの未然防止等の取組の推進について

##### 【和田委員長】

それでは、議事に移ります。

初めに、事務局から、発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめの未然防止等の取組の推進について、御説明いただきます。

##### 【藤田課長】

指導部指導企画課長の藤田でございます。

私から、東京都教育委員会が進めてきた発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめの未然防止等の取組について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

「高校生いじめ防止協議会」は、いじめ問題の当事者である子供自身がいじめについて考える場として、令和5年度から実施しており、今年度は令和7年11月1日に、都立高校5校10名の高校生委員により実施しました。当日は、高校生委員がいじめ防止に必要なことを話し合い、自分たちがすべきこと、学校にお願いしたいこと、社会にお願いしたいことをまとめ、意見書として東京都教育委員会に提出しました。

高校生委員は、いじめをなくすためには、自分たちが当事者意識をもつことが必要であるという課題意識をもち、都教育委員会が作成した「いじめ総合対策【子供版】」を活用したいじめに関する授業を行うことや、子供たち自身がいじめの定義を正しく理解することができる動画を活用することが効果的であるのではないかという話し合いが進められました。

協議会当日、「いじめ総合対策【子供版】」の効果的な活用に向けた授業案の提示については、高校生委員から、「高校生委員自身がいじめ防止につながるロールプレイやグループワーク等を盛り込んだ授業を計画し、自校の生徒や近隣の小・中学校に通う児童・生徒に実施する」ことや、「授業を実施する際に、保護者や教員にも参加してもらった方がよい」などの意見が出ました。

また、「いじめ防止についてのショート動画の作成」については、「いじめる人、いじめられる人、傍観者側のそれぞれの立場になって、互いの気持ちが分かるような動画にすることで、自分以外の人気持ちが分かり、いじめが減らせるのではないか」、「いじめられた経験をもつ子供が動画を見たときに傷付いたり、嫌な思いをしたりしないよう、気を付けて動画を作成すべきではないか」といった意見が出ました。さらに、「ショート動画を

見たことで、いじめについての意識などが変わったか生徒にアンケートを実施する」といった今後を見据えた意見も出ました。

次に、2ページの4「高校生委員の考え」を御覧ください。協議で出された意見を整理し、高校生委員は三つの視点から意見書をまとめました。まず初めに、自分たちがすべきこととして、「いじめを自分のこととして捉え、いじめのない学校や社会にするために働きかけること」、学校で行ってほしいこととしては、「学校でのいじめについての授業を定期的に行うこと」、社会にお願いしたいこととして、「社会全体で子供たちを見守り、自分らしく過ごせる環境を作ること」などを考え、意見書に記載することとしました。

協議会后、現在、事後の打合せ会を実施し、その中で、今後、「高校生委員が取り組むこと」に記載した、(1)から(4)までの取組の具体化に向けて取り組んでいます。

意見書は、3ページに掲載してございます。

今後、高校生委員が意見書に記載した取組を具体的に実現できるよう、都教育委員会としても高校生委員を支えてまいります。

次に、4ページを御覧ください。

小・中学生のいじめ未然防止の取組として、福生市教育委員会が実施した「令和7年度福生市いじめ防止サミット」を紹介します。この取組は、児童・生徒がいじめについて主体的に考え、いじめは絶対に許さないという心情を自ら育む機会とするため、福生市教育委員会が令和4年度から開催しております。

サミットは2部構成となっており、第1部では、福生市内にある都立福生高等学校と都立多摩工科高等学校の生徒がファシリテーターを務め、福生市の全小・中学校の代表児童・生徒が議論し、「ふっさっ子宣言」を決定しました。

第2部では、福生市内の全学級で議論を行い、学校や個人でできる具体的な取組を決めました。特に第2部では、「いじめのない学級・学校」を目指し、学級や個人でできる具体的な取組を決定する過程で、児童・生徒が互いの意見を尊重し、納得解を得るための議論など、一人一人がいじめ問題を自分のこととして考える姿が見られました。まさに自己指導能力が育成され、発達支持的生徒指導の趣旨にのっとった素晴らしい取組が行われたと認識しております。

都立高校生と連携して、地域でいじめ問題に対峙する好事例として、東京都としても今後の取組の参考としてまいります。

次に5ページを御覧ください。

都教育委員会では、東京都教育ビジョン第5次に掲げているとおり、「児童・生徒一人ひとりが、自らの個性の発見とよさや可能性の伸長を図りながら、自己実現を果たすことができるよう、各学校において児童・生徒理解を深め、積極的な先手型の生活指導の充実を図る」ことを基本的な考え方として、発達支持的生徒指導の考え方に基づいて、いじめ未然防止に向けた方策を推進しております。

主な方策を3点御紹介します。

1点は、方針・計画の明確化です。自己指導能力を身に付けることの重要性について議論を重ね、その重要性を「いじめ総合対策【第3次】」上巻に明示したところです。

また、下巻には、児童・生徒がその力を身に付けるために留意すべき「生徒指導上の実践の視点」も記載しました。

2点として、教職員研修、区市町村支援です。研修や連絡会において、教職員や生活指導担当指導主事等に対し、自己指導能力を身に付けることの重要性をお伝えするとともに、どうすれば子供が自己指導能力を育むことができるかという視点で協議をすることで考えを深めました。

3点は、児童・生徒がいじめ問題を自分のこととして主体的に考えられるようにするための取組の推進です。令和6年度は、東京都教育委員会研究開発委員会におきまして、「いじめ理解啓発委員会」を設置し、「自己指導能力を育成する発達支持的生徒指導」を主題として研究、発表をしました。

また、高校生いじめ防止協議会では、「いじめ総合対策【子供版】」の活用方法を検討しました。

さらに、発達の段階に応じて作成した、「いじめ総合対策【子供版】」の活用方法について、通知や連絡会を通じて周知を進めています。

今後は、「いじめ総合対策【第3次】」の周知を徹底するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒がいじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、「いじめ総合対策【子供版】」の活用について効果的な普及・啓発方法を検討してまいります。

委員の皆様には、東京都教育委員会のこれまでの取組と今後の方向性について、御意見を賜りたくお願いします。

#### 【和田委員長】

ありがとうございました。事務局から御説明いただいた中で御質問があれば、挙手をお願いします。

#### 【和田委員長】

質問ということではありませんが、既に本会議の中でも繰り返し議論されている点について、2点、都教育委員会としての基本的な考え方を御説明いただきたいと思います。

1点は、いじめ問題に対する発達支持的生徒指導とはどのようなものかについて、後ほどの審議でも触れられるところですが、改めて御説明をお願いしたいと思います。

2点は、いじめ問題における自己指導能力とはどのようなものかについて、都教育委員会としての考え方をここで共通理解しておきたいと考えます。よろしくをお願いします。

【(事務局) 小鍛治主任指導主事】

発達支持的生徒指導につきましては、生徒指導提要において、全ての児童・生徒を対象とした取組であり、児童・生徒が教員から指示されて動くのではなく、主体的に取り組むことを通して成長を促していく指導であると示されているところです。いじめについて申し上げれば、児童・生徒自身が、いじめを生じさせないためにはどのように行動すべきかを考えられるようにする取組や、そうした考えを促すための環境整備が重要であり、これらがいじめに対する発達支持的生徒指導の根幹になると考えております。

自己指導能力につきましても関連しますが、いじめ問題に対して、児童・生徒が相手の気持ちを考えて行動できるようにすることが重要です。児童・生徒は未熟な面もあり、相手を傷つける言動をしてしまうことがあります。その際に自らを振り返り、相手に対して謝意を示すなどの声かけができること、また、仲直りを促す行動が取れることが求められます。こうした行動ができる児童・生徒を育成すること、そのような力を身に付けさせることが自己指導能力であると考えております。

【和田委員長】

ありがとうございました。委員の皆様、御質問はございますか。

発達支持的生徒指導につきましては、特定の課題を抱える児童・生徒や特定の学級のみを対象とするものではなく、児童・生徒の発達段階において、全ての児童・生徒がいじめの問題に当事者意識をもって考え、取り組んでいくものであると受け止めております。是非その点も踏まえ、後半の審議を進めてまいりたいと考えております。

それでは、田中委員、お願いします。

【田中委員】

委員長の御質問に付け加える形で、私がまだ十分に理解できていない点について説明をお願いしたいと思います。「自己指導能力」という言葉につきまして、まだ十分に定着していない印象がありますが、既に一般的に用いられている言葉なのでしょうか。この場面に限らず、何らかの対策や指導の場面で使用されている用語であるのかどうか、御説明いただければと思います。

【(事務局) 小鍛治主任指導主事】

自己指導能力につきましては、生徒指導提要において示され、生徒指導の根幹として位置付けられた概念であり、学校教育の現場においても、非常に重要な考え方として重視され、これを目指して指導を進めているところでございます。

【和田委員長】

現場の教員がこの用語を的確に用いて指導しているかについては課題もあるところです

が、基本的な考え方や学校現場での共通理解を図る上での重要な用語として、現在浸透しつつあるものと考えております。

## イ 第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申の検討状況について

### 【和田委員長】

では、次に、第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申の検討状況について御説明をいただきます。

### 【藤田課長】

資料5を御覧ください。

1 ページ、「答申の概要」を御覧ください。

これまで約1年半にわたり、委員の皆様にご審議いただいた内容を答申案としてまとめ、事前にお送りさせていただきました。この答申案の概要について御説明申し上げます。

資料の中ほど、答申の概要を御覧ください。

まず、第5期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申において、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策として挙げられた（1）から（6）までの6点を記載し、それに応じた成果及び今後の方向性を右側に記載しています。

例えば、検証の視点（2）「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的な取組に係る検討及び共有」については、子供たち自身が「いじめ問題」について考えられるように、発達の段階に応じた子供向けの指導資料、「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、都内全公立学校に周知したことを御説明した際、委員の皆様から高く評価していただいたことを記載しております。そして、今後について、「小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれのいじめ防止対策の現状を把握し、実態に合ったいじめ防止対策の在り方について引き続き検討していく」という方向性を記載しております。

次に、2ページ「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について」を御覧ください。

本委員会において、これまでに御審議いただいた内容を踏まえ、都教育委員会が今後特に取り組むべき事項として、5点にまとめております。

例えば、1「発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止等の取組に向けた教職員の対応力の向上」では、学校においてより実効的な取組が行われるよう、学校が自校の発達支持的生徒指導の実施状況やいじめ防止対策を検証できる仕組みを構築することで、各校における取組の質の向上を図る必要があることを答申に盛り込んでいきたいと考えます。

同様に、第2は「子供がいじめ問題を主体的に考え行動できる取組の充実」、第3は

「いじめ問題の現状を把握し、子供が自らSOSを出せるようにする取組の充実」、第4は「専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進」、第5は「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応力の向上」について、それぞれまとめてあります。

委員の皆様には、この概要版の他に、詳細が記載してある答申案も事前にお送りしております。

本日の皆さんの御意見を踏まえまして、第6期答申案を御提案させていただきます。そのような点から、より強調した方がよい視点や追加すべき視点がありましたら、是非委員の先生方の専門的な知見から御意見を頂戴いただけたら幸いです。

#### 【和田委員長】

それでは、本日御協議いただいた内容を踏まえ、さらに修正を加えた上で、次回の会議において最終的な取りまとめを行う予定としております。

本日及び次回の計2回の審議となりますので、可能な限り本日の時点で、「この点はこうした方がよい」「もう少し書き込んだ方がよい」といった御意見がございましたら、後ほどの御審議の中でお示しいただければと思います。

## (2) 審議

### ア 「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」の在り方について

#### 【和田委員長】

それでは、審議に移ります。

初めに、先ほど事務局から御説明のありました、「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」の在り方について審議を行います。

事務局説明を踏まえ、本件について委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えております。

梅田委員、お願いします。

#### 【梅田委員】

第1に、高校生が主体的に取り組んでいる活動は、大変意義深いものと感じました。

先ほど事務局から御説明がりましたが、いじめ問題に対する発達支持的生徒指導においては、いじめをなくすことや、いじめに気付くことに意識が向きがちであると感じています。その一方で、福生市におけるいじめを未然防止するための宣言にも見られるように、いじめが起きにくい温かい学級風土や学校風土を作ることが、根本的に重要であると考えます。この点については、数値等による検証が難しい側面もあると思いますが、今後

の取組の中でもう少し示されるとよいのではないかと感じました。

第2に、いじめをなくしていく取組においては、相手の気持ちを考えることや、いじめはいけないと理解することに加え、いじめにつながりそうな状況に対して「おかしい」と気付くことができる児童・生徒を育てる視点も重要であると考えます。そして、その違和感を、本人に直接伝えることが難しい場合であっても、教員や保護者など、周囲の大人に伝えることができる環境を整えていくことが大切ではないかと感じました。このような取組を積み重ねていくことが、いじめの未然防止につながるのではないかと考えます。

**【和田委員長】**

瀬戸本委員、お願いします。

**【瀬戸本委員】**

福生市の取組において、高校生がファシリテーターとなり、小学生や中学生も交えてグループワークを行っている様子は、大変素晴らしいと感じました。

小学生が自ら意見を述べるができるこのような取組を通して、いじめ問題を自分のこととして捉えていくことができる点は、非常に重要であると考えます。

また、「いじめ総合対策【子供版】」において、大人として児童・生徒を全力で守りたいというメッセージが記載されている点は、この資料の大きな特長であり、非常に優れている部分であると感じています。

現在、「いじめ総合対策【子供版】」では、主に学校関係者である大人の関わりが想定されていると思われませんが、コミュニティ・スクールの取組が進む中で、地域の多様な人材が学校に関わっています。そのため、教職員や保護者に加え、コミュニティ・スクールの構成員も含めた形で活用していくことが有効ではないかと考えました。

私自身、地域で学校運営協議会に関わることがありますが、その研修の場において、「いじめ総合対策【子供版】」を取り上げた学習会を実施することも有意義ではないかと考え、提案しているところです。

**【和田委員長】**

瀬戸本委員から、御自身が関わっておられる学校運営協議会において、いじめの問題が話題や議題となったり、意見を求められたりすることがあるとお話がありました。

先ほど、研修に関するお話は伺いましたが、学校運営協議会の場において、いじめの問題がどのように扱われているのかについて、補足がございましたらお聞かせください。

**【瀬戸本委員】**

学校運営協議会の場においては、学校内でのいじめの認知件数に関する話題が取り上げられることがあります。

また、地域の方々からも、いじめの問題については関心が高いと感じております。

具体的には、いじめの件数がどの程度あるのか、また、学校としてどのような対応を行っているのかといった点について、意見が出されたり、説明を求められたりすることが多く、学校運営協議会における重要な話題の一つとなっています。

**【和田委員長】**

そのような話し合いの中で、今後どのような取組を進めていくか、あるいは、具体的にどのようなことができるのではないかとといった点について、意見が出されることはあるのでしょうか。

**【瀬戸本委員】**

その点については、多くの場合、地域の構成員が自治体関係者やPTA関係者となるため、地域における見守り活動を充実させていこうという方向の意見が中心になりがちであると感じています。

**【和田委員長】**

田中委員、お願いします。

**【田中委員】**

1つの考えとして申し上げますと、他の委員の先生方と同様に、高校生の取組は大変意義深いものと感じました。特に、小学生も参加したグループワークの取組は、非常に優れた発想であると考えます。その際、意見を積極的に発信できる児童・生徒だけでなく、いじめの当事者であった児童・生徒や、被害を受けた経験のある児童・生徒が参加することで、小学生に伝わるメッセージの受け止め方は、より大きく変わってくるのではないかと感じました。

次に、コミュニティ・スクールを活用していくという考え方については、今後の方向性として、そのとおりであると考えていますが、その中で、警察の方が関わることを想定されているのかについてお伺いしたいと思います。私は、警察の方が入ってもよいのではないかと考えております。児童・生徒にとって、地域の治安を守る存在である警察の方が、いじめの問題について同じ立場で一緒に考えてくれる大人として関わることは、必ずしも悪いことではないのではないかと感じました。そのような発想が既にあるのか、あるいは、警察の方が関わるのが難しい理由等があるのかについて、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

**【和田委員長】**

学校運営協議会の委員構成については、一定の要件が定められているかと思いますが、

その中に、警察関係者が含まれることはあるのでしょうか。

**【(事務局) 小鍛治主任指導主事】**

事務局から学校運営協議会の構成の視点ではなく、学校におけるいじめ対応の視点から御説明します。

東京都教育委員会では、学校サポートチームを全ての学校に設置する取組を進めており、現在、全校において設置されています。この学校サポートチームには、スクールサポーターとして、警察OB等が関わっており、困難な事案が生じた際には、速やかに警察OBの方などに相談できる体制を整えています。こうした体制の中で、いじめ事案に関して、例えば盗撮が関係するケースについて相談が行われ、その結果、警察への通報が適切であるとの助言を受け、早期の解決につながった事例もあります。

また、盗撮事案に限らず、学校内で発生した事案であっても、警察が関与しなければ被害が拡大するおそれのある案件は増加していると認識しています。そのため、都教育委員会としては、生活指導を担当する教員を対象とした会議等において、警察の関与が必要と判断される事案については、積極的に警察へ通報し、連携して対応するよう周知しているところです。

**【和田委員長】**

坂本委員、お願いします。

**【坂本委員】**

警察の対応については、先ほど事務局から説明があったとおりでありますが、いじめ事案の中には、対応の段階で既に事件、すなわち暴行や傷害といった刑事事件に該当するケースもあります。そのため、前回もお話ししましたが、いじめを認知した時点で、できるだけ早く警察に情報提供や相談をしていただきたいと思いますと考えています。最も望ましくないのは、学校内で何とか収まるのではないかと判断し、対応を進めているうちに、結果として証拠が失われてしまうケースです。例えば、動画が残っていた事案について、全て削除した後に警察へ相談があった場合でも、事案によっては刑事事件として扱われ、その動画が重要な証拠となる場合があります。このような点も含め、早期に御相談いただくことについては、再三お願いしているところです。

また、先ほど、小学生から高校生までが主体的に討論する場があるとお話がありましたが、警察においても、スクールサポーターの取組として、各学校を巡回し、非行防止教室やセーフティ教室を実施しています。

これらの教室では、ネットルールに関する指導を含め、いじめに関する内容についても扱っており、安易な書き込みが他者を傷付けることにつながるなどについて啓発を行っています。

現在、警察として重点的に取り組んでいるのは、いじめ問題に限らず、いわゆる闇バイトなどに巻き込まれる事案が増えていることを踏まえ、中学生や高校生の段階では遅く、小学生の段階から早期に取り組を進める必要があるという点です。

これまでは、学校からの要請を受けて警察が対応するケースが多くありましたが、現在は、警察側から小学校に働きかけ、授業時間の一部をお借りして教室を実施する取組を、積極的にお願いしているところです。

学校の教育課程が過密である状況も承知していますが、授業時間に限らず、昼休みの校内放送や朝のホームルームの時間を活用するなど、柔軟な形で対応させていただいています。

今後も、学校の御意見を伺いながら、取組を進めていきたいと考えています。さらに、児童・生徒だけでなく、保護者に対する啓発も重要であると考えています。そのため、保護者会等の場においても説明の機会をいただき、いじめや非行防止に関する啓発を行っているところです。是非、こうした取組も御活用いただければと思います。

**【和田委員長】**

田中委員、いかがでしょうか。

**【田中委員】**

ありがとうございます。大変心強く感じます。

**【和田委員長】**

日本では、いじめの問題を児童・生徒による犯罪として捉える考え方は必ずしも一般的ではありませんが、諸外国の中には、いじめを「学校暴力」と位置付け、警察が積極的に関与している国もあります。

本日のお話にもあったように、犯罪として対応すべき部分と、児童・生徒や保護者に対する啓発として対応すべき部分の双方があると考えられます。

学校運営協議会などの場において、関係者が参加し、こうした点について議論を深めていくことは、大変意義のあることではないかと思います。

他に御意見はいかがでしょうか。

増井委員、お願いします。

**【増井委員】**

高校生が主体的に活躍しているというお話を伺い、大変心強く感じました。特に、小学生や中学生にとって、高校生がファシリテーターとなり、活動を行うことは、大きな影響力や意義があると考えており、その成果を楽しみにしています。

先ほど御説明のあった自己指導能力の育成についてですが、相手の気持ちを考えて行動

できるようにすることは重要である一方で、児童・生徒は発達の段階の途中にあり、十分に考えきれないことや、好意から行った行為であっても、結果としていじめに該当してしまう場合があると感じています。そのため、未然防止に取り組むことに加え、問題が生じた際に、「もう駄目だ」「加害者である」と切り捨てるのではなく、関係を修復していく力についても、児童・生徒に身に付けさせていく視点が重要ではないかと考えました。

次に、いじめ問題の現状把握についてですが、「いじめ総合対策【第3次】」に記載されている、いじめの定義に基づく「いじめのグラデーション」は、非常に分かりやすく、有効性の高い考え方であると感じています。

各学校においていじめを認知した際に、その事案がグラデーションのどの段階に位置付くのかを把握することができれば、認知件数の多寡をより適切に捉えることができるのではないかと思います。例えば、認知件数の多い学校が必ずしも重大事態が多いというわけではなく、故意ではないものの、好意から行った行為や偶発的な出来事であっても、相手が苦痛を感じた事案が一定数含まれている可能性があると考えられます。

学校側の負担にも配慮しつつ、いくつかの学校を対象に、こうした事案の割合を把握することができれば、各学校が自校の状況を振り返る契機となり、教員によるいじめに関する授業や指導の効果を検証する手掛かりにもなるのではないかと考えました。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。事務局から補足等がありましたらお願いします。

**【(事務局) 小鍛治主任指導主事】**

様々な御意見をいただき、ありがとうございます。

また、いじめのグラデーションについて、分かりやすいとの御評価をいただき、ありがとうございます。

御指摘のとおり、現在、いじめの認知件数の総数や、重大事態に至った件数については把握していますが、その中間段階や、重大事態に至らなかった事案についての分析は、十分に行えていない状況です。こうした点については、現状では報告書として整理されていないため、どのような方法が適切であるかについては、今後検討の余地があると考えています。

一方で、好意から行った行為であっても相手が嫌な思いをした場合に、教員が適切に認知し、その場で丁寧に対応することで、児童・生徒同士が納得し、謝罪等を通じて早期に解決する事例も多くあると考えられます。こうした視点も踏まえながら、今後の取組について検討していきたいと考えています。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。

いじめの状況について一定の分析を行い、その結果を校内研修や指導に生かしていくことは、非常に重要であると考えます。私からも今後の取組について意見を申し上げます。

委員の皆様と同様に、このような取組を、児童・生徒のみならず、地域全体の中で、小学校、中学校、高等学校の区別なく進めていただきたいと考えています。特定の学校のみが実施するのではなく、市や町といった単位で、地域全体として取り組んでいくことが、今後ますます重要になってくるのではないかと思います。その上で、いじめ防止に関する意見書や、高校生委員の役割として示されている内容について、いくつかコメントを申し上げます。

まず、いじめの理解についてですが、現在は、いじめられた側の立場や気持ちを理解し、「いじめをすると相手がつらい思いをするためやめよう」という視点が中心になっていると感じています。これは大切な視点である一方で、今後は、いじめる側の心理や、いじめ行為がどのようなきっかけで始まり、次第に過激化していくのかといった過程についても、児童・生徒同士が率直に話し合える場を設けることが重要ではないかと考えます。その上で、いじめる側の気持ちを理解した上で、支援や抑止、予防策を考えていく視点が必要であると思います。

次に、学級集団の中での役割についてです。

学級の中で気を付けるべき点や、自分にはどのような役割があるのか、また、トラブルが生じた際にどのような仲裁ができるのかといったことについて、児童・生徒自身が考え、提案できるような話し合いが行われるとよいと考えます。傍観者にとどまるのではなく、仲裁者へと意識を転換していくような話し合いを進めていくことが重要ではないかと思っています。

さらに、留意すべき点として、児童・生徒同士の話し合いは共感性が高くなりやすいという特徴があります。いじめられた側への共感だけでなく、いじめる側に対しても過度に共感が集まり、そこで議論が終わってしまうことには注意が必要です。共感した上であっても、許されない行為については「駄目なものは駄目」と、はっきり示すことが重要であると考えます。そのため、高校生がファシリテーターを務める場合と同様に、話し合いの方向性を適切に導く役割を担う者が必要であり、教員や地域の大人などが関わりながら、議論を見守り、必要に応じて毅然とした対応を取ることが求められるのではないかと思います。このような点に留意しつつ、教職員や地域の大人が連携しながら、取組を進めていただきたいと考えています。

中村委員お願いします。

#### 【中村委員】

先ほど和田委員長からお話のあった話し合いの在り方や、高校生がファシリテーターを務める取組については、これまでにない実践であり、大いに期待したいと感じています。一方で、学級経営や学級という視点については、これまでの議論の中であまり触れられて

いなかったように感じました。梅田委員からその点に関する言及があったとのことですが、現在、全員担任制など新たな取組が進められる中で、改めて学級集団における教員の影響力について考える必要があるのではないかと感じています。

教員が前面に出過ぎることが必ずしも望ましいとは思いませんが、最終的には、学級経営において教員がファシリテーターとして関わることが重要であり、その中で、先ほどお話のあった四層構造を踏まえ、注意の段階から仲介者や仲裁者を育てていくこと、また、共感にとどまらず、一歩先に進んだ実践として、いじめの抑止力となるような児童・生徒の行動を引き出していくことが求められると考えます。そのためには、教員が日常の学級の中でどのように関わるのかという視点が欠かせないと感じました。

また、全員担任制などの取組が進む中では、児童・生徒が「誰に相談すればよいのか分からなくなる」といった新たな課題が生じる可能性もあると考えられます。

今後は、実践と振り返りを重ねながら取組を積み上げていくことが重要であり、日常の学級における教員の働きかけこそが、発達支持的生徒指導の最も重要な基盤になるのではないかと考えています。

【和田委員長】

他に御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

## イ 第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申の検討状況を受けた都教育委員会のいじめ防止に係る取組の検証・評価について

【和田委員長】

それでは、次の審議に移ります。

これまで本委員会で議論してきた内容を答申としてまとめるに当たり、答申案の検討を行います。

先ほど御説明がありましたが、特に強調したい点や、もう少し深める必要があると感じられる点などについて、御意見をいただければと思います。

御感想や御意見でも結構ですので、お願いします。

それでは、田中委員、お願いします。

【田中委員】

答申案については、大変よく整理されており、全体として特段の異論はありません。その上で、先ほど議論にもなっていた、「自己指導能力」について申し上げます。

いじめの文脈においては、例えば傍観者でいる児童・生徒が、どのような状況で解決に

向けた一步を踏み出すことができるのか、その心のプロセスに対して、大人がどのように支援できるのかが重要な点であると考えます。

傍観者でいることの意味に気付くということは、「いじめられても仕方がない」といった意識や、異質なものに対する違和感が自分の中にあることに、児童・生徒自身が気づき、それを乗り越えようとする過程である場合が多いのではないかと思います。これは、単に指導として一律に伝えればよいものではなく、個別性の高い、自己発見を伴う非常に深いプロセスであり、集団的な取組だけでは難しい場合もあると感じています。そうした児童・生徒の内面的な変化を、誰が、どのように受け止め、言葉として引き出し、「自分の中にも同じような感情があった」と気付くことを支えることができるのか、そのための場や関係性をどのように重ねていくのかという点は、重要な課題であると考えます。

答申においては、大人としての基本的な姿勢や、取組を支える仕組みを示すことが重要である一方で、その先に、現場の中で実際に起こるこうした繊細なプロセスを見据えていく必要があるのではないかと感じました。

#### 【和田委員長】

ありがとうございます。

田中委員の御意見については、私も全く同感です。

道徳の授業や学級活動の様子を拝見すると、特に道徳の授業においては、指導する教員が期待する結論が見えてしまう授業になっている場合があると感じています。例えば、

「困っているときは仲裁に入る」「理解し合うことが大切だ」といったメッセージが前面に出過ぎてしまい、児童・生徒自身が内面で葛藤し、考えを深める余地が少なくなっている場面も見受けられます。授業の中で、傍観者から一步踏み出して仲裁に入る行動まで求めることは、現実には難しい面もありますが、少なくとも授業の中では、いじめられている側への共感を育むことまでは到達してほしいと考えています。道徳の授業は、本来、理解する段階、共感する段階、そして行動につなげていく段階へと、授業後も含めて児童・生徒が徐々に自己を高めていくものであるはずですが、その段階的な積み重ねが、十分に機能していないのではないかと感じる場合があります。学級活動においても、教員が答えをまとめ、最後に「みんなで協力しよう」「いじめをなくそう」といった言葉で終わってしまう場面が少なくありません。そうではなく、児童・生徒同士が本音で話し合い、「なぜそれができないのか」といった点を掘り下げていくことが重要であると考えます。

少し古い資料ではありますが、海外で行われた調査と比較すると、日本の児童・生徒が、いじめの場面で仲裁者や仲介者として行動する割合が、他国と比べて非常に低いことが報告されています。この点からも、傍観者の立場にとどまったままでは、学級内のいじめはなかなか解消されないという現実があると考えます。

また、別の国の事例として、教室にカメラを設置し、長期間にわたっていじめの様子を記録した映像を見たことがあります。周囲の児童・生徒が現場を目の当たりにしながら

も、関わらずに距離を取る様子が映し出されていました。

何らかの働きかけがなければ、傍観者が「やめよう」と声を上げる行動にはつながりにくいという点は、非常にもどかしく、また難しい課題であると感じています。田中委員の御指摘のとおりであり、学校における道徳の授業や学級活動の在り方についても、工夫を重ねていかなければ、いじめ問題において児童・生徒を育てていく取組にはつながらないのではないかと感じています。

他に御意見はいかがでしょうか。

梅田委員、お願いします。

#### 【梅田委員】

先ほどのお話を受け、授業との関連について意見を申し上げます。

本答申においても触れられている点ではありますが、児童・生徒が自分自身に矢印を向け、自らを振り返ることは、日常の様々な授業や学校教育活動全体を通して、教員が意識的に取り組んでいく必要があるのではないかと感じています。

授業の中で、自分自身を投影しながら、「自分はそう考えていなかった」「自分も同じ行動をしてしまうかもしれない」と立ち止まって気付くような場面は、特定の教科に限らず、様々な授業の中で大切にされるべきであると考えます。

また、各教科の学習において、自分の考えを表現することができること、自分の意見が認められること、さらには自分とは異なる意見を受け入れることといった経験を積み重ねていくことが重要であると思います。

本答申は、いじめ防止に関する内容として整理されていますが、いじめについては、特定のプログラムのみで扱えばよいというものではなく、学校全体の風土づくりという観点から、日常の授業や学級活動の中で、児童・生徒が自ら考え、振り返る機会を重ねていくことが重要であると考えます。

教育活動全般を基盤とした取組という視点も、今後の検討において位置付けていくことが必要ではないかと感じました。

#### 【和田委員長】

ありがとうございました。

他に御意見はいかがでしょうか。

議論が幅広く展開していますが、答申の内容について、特にこの点を盛り込みたい、あるいは修正したいといった御意見がありましたら、お願いします。

それでは、瀬戸本委員、お願いします。

#### 【瀬戸本委員】

答申の内容そのものではありませんが、先ほどまでのお話を伺いながら感じた点について

て申し上げます。

私に関わる児童・生徒の中には、発達上の課題を抱えている児童・生徒が多くおり、そうした児童・生徒が、いじめの被害者や加害者として関わるケースも少なくありません。そのような場合、通常の授業において自己指導能力を育てるという取組だけでは、必ずしも状況に合わず、かえって問題が複雑化してしまうこともあると感じています。

また、学級の他の児童・生徒が、発達上の課題を抱える児童・生徒との関わり方を理解できれば、状況が改善するのではないかと感じる場面もありますが、道徳の授業などで一般的ないじめの話題として扱うだけでは、十分に対応できないと感じることもあります。

どのように取り組むべきかについては難しい課題ではありますが、こうした問題は、将来の共生社会の実現にもつながる視点であると考えます。

いじめの問題そのものへの対応に加え、発達上の課題を抱える人との関わり方について、当事者である児童・生徒が学ぶことと同時に、周囲の児童・生徒もその理解を深めていくことは、いじめの問題とも密接に関係する重要な課題ではないかと感じています。

#### 【和田委員長】

ありがとうございました。

専門家の活用という観点において、特別支援や障害に関する課題を抱える児童・生徒との関わり方や接し方についても、助言をいただける体制があると、結果としていじめの防止にもつながっていくのではないかと感じています。

いずれにしても、児童・生徒は日常生活の中で継続的に関わり合っていることから、授業や特定の教育活動に限らず、日常の生徒間の人間関係や生活面における支援の重要性についても、答申の中で触れていただくとありがたいと考えています。

それでは、角南委員、いかがでしょうか。

#### 【角南委員】

資料6につきましては、答申案として大変整理されており、全体として分かりやすくまとめられていると感じております。その上で、答申案11ページ(3)「教職員の意識啓発及び対応力等の向上」に関し、アンケートに関する記載について一言申し上げます。

現在、学校現場においては、アンケートを実施すること自体にとどまらず、その結果を踏まえた丁寧な対応が着実に行われております。具体的には、アンケートで「はい」と回答した児童・生徒や、自由記述があった場合には、必ず個別面談を行うことが多くの学校で徹底されており、また、教職員によっては、いじめ防止強化月間等のアンケート実施を契機として、全ての児童・生徒から話を聞く取組を行っている事例も見られます。こうした実態からは、いじめ防止対策推進法の施行以降、東京都教育委員会が継続して取り組んできた施策が、時間をかけて学校現場に浸透し、一定の成果として現れてきていると感じております。特に、小学校低学年・中学年においては、アンケートが教職員に相談するき

っかけとして有効に機能している例も散見されます。

答申の性格上、第5期以降の新たな施策に焦点を当てる整理であれば、詳細な記載が難しい面もあるかと思いますが、これまでの取組が現場で成果を上げている点については、可能な範囲で触れていただいてもよいのではないかと考えます。

**【和田委員長】**

角南委員の御意見に関連してですが、先ほど申し上げたような取組について、例えば具体的な事例であるとか、あるいは可能であれば数値的な裏付けなどが示せるものが何かあると、より説得力が高まるのではないかなと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

**【(事務局) 小鍛治主任指導主事】**

御意見ありがとうございます。

角南委員から御指摘いただいたとおり、今回の答申案における成果につきましては、事務局としても、具体的な学校現場での成果を十分に盛り込み切れていないという課題を感じているところでございます。

一方で、我々としても、これまでの取組の中で成果として実感している部分はございますので、そうした点について、答申案の中に改めて盛り込めるところがないか、検討してまいりたいと考えております。

特に、東京都が継続して取り組んできた施策が、学校現場に浸透し、一定の効果を上げている取組につきましては、可能な限り答申案に反映させていきたいと考えております。その上で、さらに今後強化すべき点として、先ほども御意見がありましたとおり、人権感覚をしっかりと育成する取組を、より前面に位置付ける必要があるという御指摘も多く頂戴しているところでございますので、そうした観点も含めながら、次回の委員会において御提示できるよう、整理を進めてまいりたいと考えております。

**【和田委員長】**

瀬戸本委員、お願いします。

**【瀬戸本委員】**

今のお話を伺っていて、関連して一点申し上げます。

東京都の中では、さまざまな委員会において知見の深い先生方による議論が行われ、その都度、成果物や資料が作成されていると思いますが、学校現場の教職員や、私自身も含めて、どのような資料が、どのような形で出されているのかを把握し切れていないという実感があります。例えば、先ほど御説明のあった資料5のように、検証の視点が示されている場合に、学校現場の教職員が「このような場面では、どの資料を参考にすればよいの

か」が分かるような、いわば資料マップのようなものがあると、大変参考になるのではないかと思います。具体的には、(5)や(6)といった段階ごとに、どのような資料が参考になるのかを示し、例えば、増井委員がお話しされていたグラデーションの考え方を示した資料であるとか、以前御紹介した教育相談センターが作成している資料、あるいは12月に示されたガイドライン素案など、「この段階では、こうした資料を見るとよい」といった形で整理された一覧があると、現場としても非常に活用しやすいのではないかと感じております。

#### 【和田委員長】

ありがとうございます。大変重要な御指摘だと思います。

この2年間の間に作成された資料や発行されたもの、また、委員会での議論の中で示された意見等につきましても、何らかの形で整理していただき、今お話にありましたように、資料として共有・周知していただくような内容があってもよいのではないかと感じております。

それでは、中村委員、こちらの答申案についてはいかがでしょうか。

#### 【中村委員】

他の委員の皆様も御指摘のとおり、全体として大変よく整理された答申案であり、現時点で大きな過不足はないと感じております。その上で、細かな点まで全てを書き込むことは難しいとは思いますが、これまで出てきた意見に関連して、いじめの捉え方について少し申し上げます。いじめについては、構造的に捉える考え方や、段階的に深刻化していく過程を示した理論に見られるように、放置されることで日常の風景となり、次第に透明化し、周囲の無関心を招いてしまう側面があると考えています。そうした状況に早期に気付き、止めていくためには、改めて教員による児童・生徒理解や学級経営の在り方に注目する必要があるのではないかと考えております。

また、先ほどお話にありました道徳教育についてですが、示される「答え」を理解すること以上に、いわゆる認知の歪み、心理学で言うシンキングエラーに児童・生徒自身が気付き、「それは違う」と判断できるようになることが重要であり、その点は非常に難しい課題であると感じております。

こうした認知の歪みを適切に判断できる力を育てるためには、今回の答申案でも触れられている自己指導能力の育成が重要であり、その基盤として、自主性、主体性、自律性といった力を日常的に積み重ねていくことが必要になるのではないかと思います。これらは授業内の評価にとどまらず、教科外の活動や、登校時、朝の会、昼休み、放課後といった学校生活全体の中で、教員がどの程度意識的に関わり、表に出過ぎない形で学級や学校の風土を形成していくかが大きく影響すると考えています。

近年は学校風土やスクールモラルに関する研究は以前ほど多くはないようにも感じます

が、そうした知見も生かしつつ、現在「学校風土」という概念として整理されつつある取組を丁寧に進めていくことが、結果として発達支持的生徒指導につながっていくのではないかと思います。学校の規模や実態はそれぞれ異なりますので、各学校が自校の状況を踏まえ、どのように具体的な実践につなげていくかが、今後の重要なポイントになると考えております。

いじめについては、委員の皆様がおっしゃっているとおり、定義や認知の面では相当程度周知が進み、一定の段階はクリアできていると感じています。一方で、発生そのものを完全になくすことは難しく、今後は、限られた教員の目だけに頼るのではなく、児童・生徒自身が気づき、関係を修復していく力をどのように育てていくかという、次の段階に入ってきているのだと、今回この答申案を拝見して強く感じたところでございます。

#### 【和田委員長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

少し話題がずれるかもしれませんが、冒頭に指導部長からお話がありました、SNSによる派生や拡散に関する点について伺いたいと思います。背景や捉え方、また対応の在り方については、これを行えばよいという単純なものではなく、事例ごとに大きく異なるものだと思いますが、現状の分析や対応の考え方などについて、委員の皆様から御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

併せて、事務局の方からも、この点に関して何か情報提供等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【(事務局) 小鍛冶主任指導主事】

SNSによる拡散の状況につきましては、東京都においても、過去に全くなかったわけではございません。

ただ、拡散に対する対応という観点以上に、そもそも不満や困り感を抱えた児童・生徒が、どこにも助けを求めることができず、その結果として拡散に至るという状況を生まないことが、最も重要であると考えております。先ほど委員の皆様からも御意見がありましたとおり、児童・生徒の人権感覚をしっかりと育成し、いじめの起こりにくい学級・学校づくりを進めていくことが、基本となると認識しております。

そのためには、教員一人一人が人権感覚をもって児童・生徒と向き合っているか、また、学級全体が人権感覚に基づいた風土となっているかといった、根本的な部分が非常に重要であると考えております。

一方で、実際に拡散に至った場合につきましては、先ほどもお話がありましたとおり、警察等の関係機関と連携しながら対応を行い、被害者の被害を最小限に食い止めるという方向で対応していくことになると考えております。

なお、国においては、緊急の教育長会において要請がなされており、それに関連して、

早急に通知が発出される予定であるとの連絡は受けておりますが、現時点ではまだ通知は届いていない状況でございます。通知が届き次第、都としても、どのような対応や対策が必要となるのかについて、速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。

**【和田委員長】**

ありがとうございます。

今回の答申の中にどこまで盛り込むかは別として、SNSを活用したいじめの問題についても、今後、継続的に取り上げていく必要があり、併せて対応を図っていく必要があるのではないかと感じております。

情報モラル教育や人権教育といった観点はもちろんのこと、場合によっては犯罪にもつながり得るという点で、刑罰の問題とも関わってくる内容であると思います。単に「いじめとして面白半分に撮影した」ということで済まされるものではないという認識を、児童・生徒にしっかりと伝えていくことも、今後の取組の中で重要な一つの要素になってくるのではないかと考えております。

この点につきまして、いかがでしょうか。

**【(事務局) 岡村主任指導主事】**

情報モラルに関するお話が出ておりましたので、現状の東京都の取組について御説明させていただきます。

いじめの動画拡散に限らず、SNS等を利用する際の注意事項やモラル、マナーにつきましては、従前より、どのような教育が必要かという観点から検討を行い、各学校において児童・生徒に分かりやすく指導できるよう、教材や資料の作成・展開を進めてきているところでございます。

また、動画の拡散といった事案への対応につきましては、こうした教育的取組とは別に、インターネット上のネット監視を実施しております。学校から、拡散のリスクが考えられる、あるいは不安があるといった相談があった場合には、都に御連絡をいただければ、当該動画や関連する情報がインターネット上に掲載・拡散されていないかを速やかに調査し、確認された場合には、削除に向けた対応を行う体制を整えております。

こうした取組につきましては、以前から継続して実施しているところでございます。以上です。

**【和田委員長】**

ありがとうございます。

私自身も、学校に勤務していた当時、いわゆる学校の裏サイトに関する事案が発生した際に、御協力をいただいた経験がございます。今後とも、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、田中委員、お願いします。

**【田中委員】**

今の話に関連してですが、拡散に限らず、いわゆるネットいじめ、例えばクラスの裏サイト等で起きている事案についても、非常に深刻な問題であると感じております。実際に、そうした被害によって、強いトラウマを抱えてしまう児童・生徒がいるという話も耳にするようになってきました。この問題を考えたときに、大人が本当に子供たちのモデルになれているのかという点は、非常に大きな課題ではないかと思っています。大人の社会においても、ネット上で人を批判したり、炎上させたり、拡散したりといった行為が日常的に見られる中で、そうした振る舞いを子供たちが影響として受け取り、ある種のモデルとしてしまっているのではないかという懸念があります。

インターネットが、容易に他者の人権に踏み込み得るツールであるということ、児童・生徒がどのように認識していくのか。その一方で、保護者や大人自身が、必ずしも望ましい行動モデルを示せていないという現実も含めて、では、私たちは何をしていくべきなのかという点を、改めて考えていく必要があるのではないかと思っています。

単に監視を強化するというだけではなく、児童・生徒の価値観そのものをどのように育てていくのかという視点がなければ、根本的な解決にはつながらないのではないかと感じております。非常に難しい課題ではありますが、だからこそ、今後しっかりと向き合っていく必要がある問題だと考えております。

**【和田委員長】**

ありがとうございます。

なかなか一朝一夕に解決できる問題ではないとは思いますが、重要な点だと感じております。

私の方から少し感想めいたこととなりますが、申し上げます。

先ほどのSNSの話題とも直接的には重なりませんが、今後、アンケート調査の在り方について検討が進められ、方向性や方策が示されている中で、その管理の在り方についても、是非十分に配慮していただきたいと考えております。アンケート用紙を紛失するといった事案は、あってはならないことであり、児童・生徒が救いを求めて記入しているアンケートにおいて、そのようなことが起きることは決して許されるものではないと考えております。こうした事案の防止はもちろんのこと、アンケートを電子データ化したからといって、それで安心ということにはならないと考えておりますので、情報管理の観点についても、注意事項としてしっかりと強調していただけるとありがたいと考えております。

また、内容全体につきましては、非常によく整理されていると感じております。答申案の19ページにあります「提言」についてですが、今後の提言を示していくこと自体、難しい部分もあるかと思えます。その中で、(4)では「教職員間の情報共有を大切にしよう」という形でまとめられておりますが、私としては、情報共有で終わらせてはいけない

のではないかと感じています。共有された情報を基に、組織として、また個々の教職員として、具体的な行動につなげていくことが重要であり、「共通理解に基づいて組織及び個々の教職員が行動する」といった趣旨が伝わるよう、表現を工夫していただけるとよいのではないかと思います。その点について御検討いただけるとありがたいです。

**【(事務局) 小鍛治主任指導主事】**

ありがとうございました。

本日、委員から御指摘のありました、「傍観者にならない環境づくり」や、「情報を行動につなげていく」という視点は、まさにいじめが空気のように広がってしまう状況を防ぐ上で、非常に重要なポイントであると受け止めております。その点に関連して、少し資料の御紹介をさせていただければと思います。資料4を御覧ください。1ページ、3の

(2)の部分ですが、こちらは高校生委員が「いじめをなくすために何が必要か」を真剣に議論した内容をまとめたものになります。ここでは、いじめる側、いじめられる側、そして傍観者という三つの立場に着目し、それぞれの立場に立ったロールプレイを通して、「なぜその行動に至ったのか」、「そのとき、どのような気持ちだったのか」、「では、どうすればよかったのか」を主体的に考える授業が必要ではないか、という提案がなされています。

単に知識としていじめを理解するのではなく、児童・生徒自身が考え、気付き、行動につなげていくという点で、先ほど委員から御指摘のあった方向性と、まさに一致しているものと考えております。現在は、この高校生委員の学校だけでなく、近隣の学校でも実践できるよう、具体的な授業案の検討を進めているところでございます。

委員の皆様から御指摘いただいた「情報共有で終わらせず、行動につなげる」という観点とも重なる取組として、御紹介させていただきました。

**【和田委員長】**

ありがとうございました。

まだまだ御意見をいただきたいところではございますが、時間の関係もございまして、本日の審議はここまでとさせていただきます。

なお、次回の会議におきましても、引き続き同じ議題について審議を行う予定でございますので、本日の議論を踏まえ、継続して御意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了とします。

進行を事務局にお返しします。

**【(事務局) 小鍛治主任指導主事】**

委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜り、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了します。  
本日は誠にありがとうございました。